

NEW!!
③

介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム

在宅医療 検索

「在宅医療」検索欄では、各地域における

- 訪問診療
- 歯科訪問診療
- 訪問薬剤管理指導

を行う医療機関に関する情報を閲覧できます。



平成27年度より地域支援事業に位置づけられた在宅医療・介護連携推進事業において、地域の医療機関、介護事業者の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報と合わせて、マップまたはリストを作成し、地域の医療・介護資源の把握を行う取組が開始されています。

《「在宅医療」の公表内容》

- 公表する内容は「在宅医療」を利用する上で基礎的な情報とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができます。

対象サービス	公表項目
訪問診療	名称、所在地、電話番号、診療時間、休診日、診療科目、往診（緊急時の訪問）対応の有無等、訪問可能なエリア、その他
歯科訪問診療	名称、所在地、電話番号、診療時間、休診日、診療科目、訪問可能なエリア、その他
訪問薬剤管理指導	名称、所在地、電話番号、営業時間、休診日、訪問可能なエリア、その他

以上、「介護事業所検索」をはじめとする検索情報公表システムに、

他の公的情報提供サービス

- 医療機能情報・薬局機能情報提供制度
- サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム

とリンクすることで、多様な地域資源の整備状況の把握が可能となっています。

「介護サービス情報公表制度」に関するお問合せ先

- 各都道府県の「介護サービス情報公表制度」担当部署
- 各都道府県の指定情報公表センター

※①②は「介護サービス情報公表システム」www.kaigokensaku.jp/の ▶お問合せ に掲載されています。

平成27年
10月より

「介護サービス情報公表システム」の機能を、より充実させていきます！

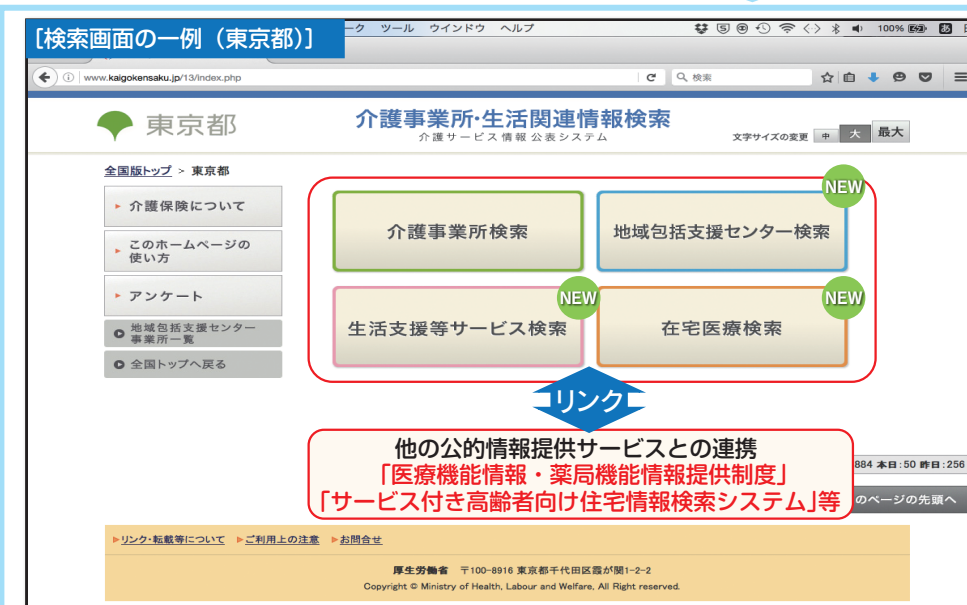
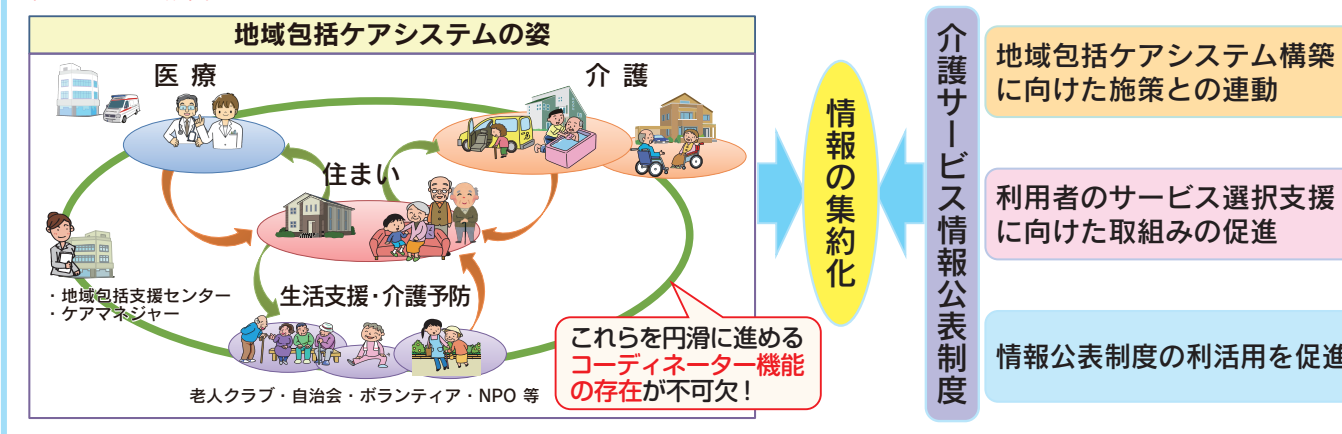
平成27年10月より「介護サービス情報公表システム」のトップページが新しくなりました。

これまでの「介護事業所検索」に加え、新たに「生活支援等サービス検索」「地域包括支援センター検索」「在宅医療検索」の3つが加わりました。

今回のシステム改修は、「介護サービス情報公表制度」の活用の方向性として、「地域包括ケアシステム」に関連する施策と連動した地域の社会資源を一元的に映し出しながら情報提供すること、介護サービス事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることなどにより、国民が適切にサービスを選択し、利活用を促進することが目指されています。

地域包括ケアシステムを築き上げていくための「情報の集約化」機能を強化

「地域包括システム」とは、たとえ重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで営むことができるような地域社会を実現するため、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される地域単位のケアネットワークシステムです。



地域包括ケアシステム構築に向けて、現在公表されている介護サービス事業所に加え、地域包括支援センター及び生活支援等サービス、在宅医療検索の情報についても、一体的に情報提供できるようになりました。

さらに他の公的情報提供サービスとの連携にも対応しています。

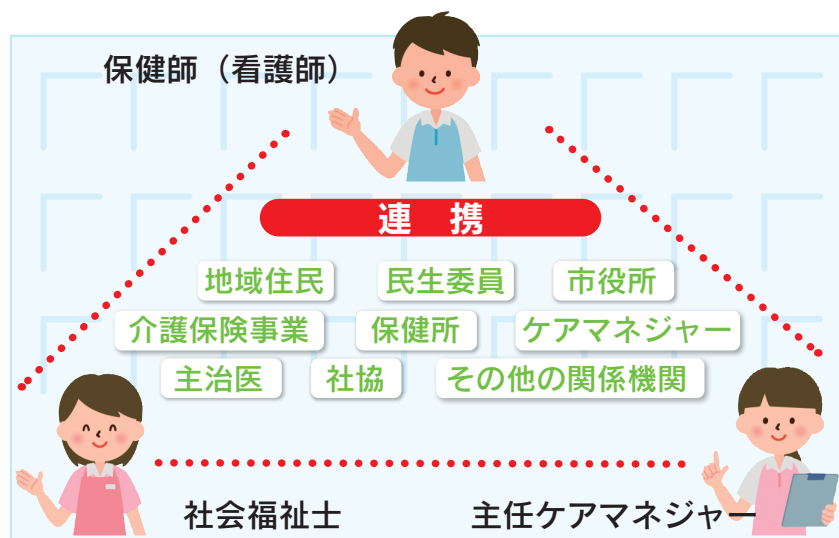
NEW!!

①

介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム

地域包括支援センター 検索

「地域包括支援センター」の検索においては高齢者の総合相談から地域の必要な支援につなげる機能を有する地域包括支援センターに関する情報が閲覧できます。介護保険法の改正に伴い、市町村は公表するよう努めることとされています。



《「地域包括支援センター」の公表内容》

- 地域包括支援センターを利用する際の基礎的な情報及び活動実績等になります。地域の実情に応じて、市町村が公表内容を追加することができます。

	公表項目
①	センターの名称、所在地、電話番号
②	運営主体（市町村直営または受託法人の場合は法人名）
③	業務日、業務時間、休日の体制
④	担当区域及びその区域の高齢者人口
⑤	職員体制（専門3職種及びその他の職員の配置状況）
⑥	事業内容
⑦	活動実績（相談件数、地域ケア会議開催件数、その他の活動）
⑧	その他（市町村が設定（センターの特色等））

NEW!!

②

介護事業所・生活関連情報検索 介護サービス情報公表システム

生活支援等サービス 検索

「生活支援等サービス」とは、見守りや安否確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等の情報を指します。老人福祉法の改正に伴い、市町村は必要な生活支援等サービスの情報について公表するよう努めることとされています。



《「生活支援等サービス」の公表内容》

- 公表する内容は「生活支援等サービス」を利用する上で基礎的な情報とし、地域の実情に応じて市町村が追加することができます。
- 「生活支援等サービス」の提供を行う事業者から情報の提供を受け、市町村または生活支援コーディネーターの判断で随時公表を行ってまいります。

対象サービス	公表項目
見守り・安否確認	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、対象エリア
配食（＋見守り）	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容（メニュー、付加サービス等）、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
家事援助	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
交流の場・通いの場	名称、所在地、電話番号、対象者、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
介護者支援	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア
外出支援	名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、サービス提供日及び時間、対象エリア、料金体系
多機能型拠点	名称、所在地、電話番号、活動内容、運営日及び時間、定員、料金体系、送迎の有無、対象エリア
その他市町村が 適当と認めるサービス	市町村が適当と認める情報 ※コンビニなどによる健康増進・生活支援・介護予防サービスの多機能拠点の情報を公表することを可能とする。（日本再興戦略（平成26年6月24日閣議決定）において、当該拠点の情報を提供する仕組みを構築することが位置付けられている）